

議案第 31 号

東京都板橋区立板橋公園の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立板橋公園の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定
に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
東京都板橋区立板橋公園
東京都板橋区大山西町 2 1 番 1 号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
板橋パークマネジメントグループ
東京都港区三田四丁目 7 番 27 号
- 3 指定の期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

板橋公園の指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき
提出するものである。